# 第2回 美唄市受動喫煙防止対策市民検討委員会 ご説明資料



2015年8月26日 日本たばこ産業株式会社 北海道支社

# はじめに

JTは、「たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現」に向け、様々な活動に取り組んでいます。たばこを吸われる方は、様々な理由で大人の嗜好品としてたばこを吸われていると考えておりますが、たばこを吸われない方にとって、たばこの煙はしばしば迷惑となりうると考えております。

共存社会実現のためには、双方の方々の考えや意見を尊重し、喫煙マナー啓発活動などのソフト面と、屋内における分煙環境整備などのハード面における取組が必要と考えております。

貴市におかれましては、平成25年より10か年計画「びばいヘルシーライフ21」を精力的に実施されており、弊社といたしましても、貴市のたばこ対策に対して、市民の自発的なマナー啓発を促す施策や分煙に関する知見や喫煙設備の提供等により、その推進に積極的な協力を行なってまいりたいと考えております。

# 目次

- 1. 共存社会実現のためのJTの取組み紹介
  - (1) マナー啓発活動
  - (2) 分煙推進活動
    - ①分煙コンサルティング活動
    - ②施設管理者との協業
    - ③店頭表示貼付普及活動
- 2. 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例紹介
- 3. 「びばいヘルシーライフ21」推進に向けたご提案
- 4. 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案
- 5. 参考資料:受動喫煙と健康影響、受動喫煙規制と経済影響 他

# 共存社会実現のためのJTの取組み紹介

~ マナー啓発活動・分煙推進活動 ~

# JTの取組み紹介 マナー啓発活動 (マナー広告)

## 【ポスター】









### 【新聞広告】



【TV広告】













NA: マナーを持ち歩く人が 増えている。





NA: 吸う人も吸わない人も ここちよい世の中へ。

# JTの取組み紹介 マナー啓発活動 (マナー広告)

## 【表参道(ダストボックス&ダストボード)】





【新宿(ミロードウォール)】





【道玄坂(フラッグ)】





## 【電車(中吊り)】





【原宿(ポスター)】





【新聞】





# JTの取組み紹介 マナー啓発活動(ひろえば街が好きになる運動)

"ひろ街"こと「ひろえば街が好きになる運動」は、たくさんの方々と恊働で活動を行っています。 自治体をはじめ、学校およびボランティアの方々や、各種催事の実行委員会および参加団体の皆さま、 そして芸能人の方々と、マナーの輪は全国に広がっています。





## ×野口健

アルビニスト・野口健さんと2006年から行っている コラボレーション活動をご紹介します。



## × SPECIAL in 渋谷

土屋アンナさんが参加されたマナー・イベントについて 紹介しています。



## × SPECIAL in 横浜

つるの剛士氏や哀川翔氏ほか、数多くの芸能人の方々が参加されている活動の詳細です。



## × 自治体・企業・ボランティア

自治体や各団体の皆さまなど、 たくさんの方々のご協力を受け、活動しています。

# JTの取組み紹介 分煙推進活動

# 私たちが考える「分煙」

たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、快適で、双方が共存できる環境 たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、 さまざまな選択肢が揃っていて、それらを自由に選べる環境

分煙には、さまざまなカタチがあります。喫煙スペースを設置する、喫煙エリアと非喫煙エリアを分ける、壁で仕切る、これら一つひとつは、もちろん、有効な分煙手法です。

ただ、分煙のカタチを一つに決めてしまうのではなく、吸われる方にとっても、吸われない方にとっても、さまざまな選択肢が揃っていること、そしてそれらを自由に選べる環境であること、それがより良い「分煙社会」であると考えています。

JTでは、これまで培ったノウハウを生かし、かつ法令や条例を遵守しながら、たばこを吸われる方・吸われない方の双方を考慮した空間造り、そして双方が協調して共存できる社会の実現に取り組んでいます。

# JTの取組み紹介 分煙推進活動 (分煙コンサルティング)

# 施設管理者による「受動喫煙防止の取り組み」の支援

- ・ JTでは、2004年より「分煙コンサルタント」を配置し、公共施設や商業施設、オフィスなど、各施設の特徴や利用される方々のニーズに応じた"分煙コンサルティング" を実施しています。これまでのコンサルティング実績は累計15,000件以上です。
- ・ "たばこを吸われない方"に配慮した上で、"たばこを吸われる方"も満足できる分 煙方法についての知見提供・提案・アドバイスを、無償で行っています。





# JTの取組み紹介 分煙推進活動 (分煙コンサルティング)

# 分煙試験室



より効果的な分煙技術の開発を行 う為、専用の試験室を設け、日々、 様々な試験や研究を実施



# JTの取組み紹介 分煙推進活動(分煙コンサルティング)

# ソフト面だけでなく、ハード面からも様々な取り組みを続けています。

•「排気設備を取り付ける」の事例 排気用として、窓に換気扇を設置した例です。 また、外壁に取り付けたり、天井扇を取り付 ける方法もあります。





## •「給気を確保する」の事例

天井までの間仕切りを用いて、喫煙エリアを個室化しています。 出入口のドアは気流の乱れが少ない引き戸タイプを採用。 また、ドアの下部のガラリから、喫煙エリアへ給気しています。



•「気流を確保する」の事例 天井までの間仕切りを用いて喫煙エリアを 個室化。

換気扇を出入り口の対面に設け、また、出 入口のドアのガラリから給気を行って、気流 形成を行っています。

# JTの取組み紹介 分煙推進活動(分煙コンサルティング)

# 喫煙スペース設置のコストイメージ

新しい分煙効果判定基準の入口風速(0.2m/s)を担保するには、

約1,500 ㎡/hの排気風量が必要。(注1)

オフィスビルにおける排気ダクト増強工事費(注2)の一般的な目安は以下のとおり

~ 800㎡/h:約300万円 800~1,200 ㎡/h:約400万円

1,200~1,500 m³/h:約500万円

注1)入口1箇所(2㎡)の場合

注2)電気設備工事、防災設備工事等を除く

新しい分煙効果判定の基準

## 屋内における有効な分煙条件

大気環境全体を視野に入れた場合の条件は1)に以下を追加

17大気の環境基準が設定されている浮遊粒子状物質濃度の1時間値が0.2mg/m2を超えないこと

1)排列装置(屋外へ後無旧	がによる場合
<b>特定場所その1</b> 喫煙所と非喫煙所との境界	(ロデジタル税)入計を用いて、程時的に浮造板に入の濃度の変化を測定し満れ状態を確認する(非常腫瘍所の粉じ人濃度が物腫によって増加。ない こと) 12.非物腫場所から物腫場所方向に一定の空気の流れ(02m/k以上)
特定場所その2 吹煙所	ロテジタル相に入計を用いて時間子均浮遊格に入達度が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 12.検知館を用いて制御した一部化炭素濃度が10ppm以下
2)空気清浄機による場合	
特定場所その1 映理所と非密種所との境 界	(ロ)デジタル 耐じん計を削いて、移時的に手掛板に入の遺痕の変化を消息し属れば感を確認する(非実護場所の粉じん)遺痕が実達によって増加しない。こと) こと) に非常緩場所から実護場所方向に一定の変勢の)潰れ(02m/s以上) (20プス状成分につ、で食物な方法で進度を発達し、物質所からの違れ状態を確認する(現在、その手法は確立されている。)
判定場所その2 受達所	(1)デジタルがこん計を用いて時間子均手造物に人遺痕が(0.15mg/m <sup>2</sup> 以下 (2)検技師を用いて制造した一動性は悪事を対したのに以下 (2) 検技師を用いて制造した一動性は悪事を対したのに以下 (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

実際の喫煙スペース工事の総費用は、

## 施行事例1

喫煙所総面積:33.00㎡ 排気風量:4.000㎡/h 総費用:2.130万円

施行事例2

喫煙所総面積:34.58㎡ 排気風量:2,300 m³/h 総費用:1,600万円

施行事例3

喫煙所総面積:21.00㎡ 排気風量:2,500 m³/h 総費用:1,034万円

12

# 0m 排気風量:2,500

# J T の取組み紹介 分煙推進活動 (施設管理者との協業/駅)

## 八重洲地下街(東京都)

東京駅に直結する八重洲地下街内/オレンジ・ロードの南北に設けられた 喫煙スペースです。カウンター式灰皿&スタンド灰皿が設置された 「サウススポット」と、スタンド灰皿のみで構成された「ノーススポット」の 2カ所があり、10:00~22:00までの利用が可能となっています。 (2007年10月設置)







## 阪急梅田駅 (大阪府)

2F中央改札口横のテラス部分に設けられた喫煙スペースです。煙やニオイ のもれを防ぐために前室が設けれています。(2008年10月設置)

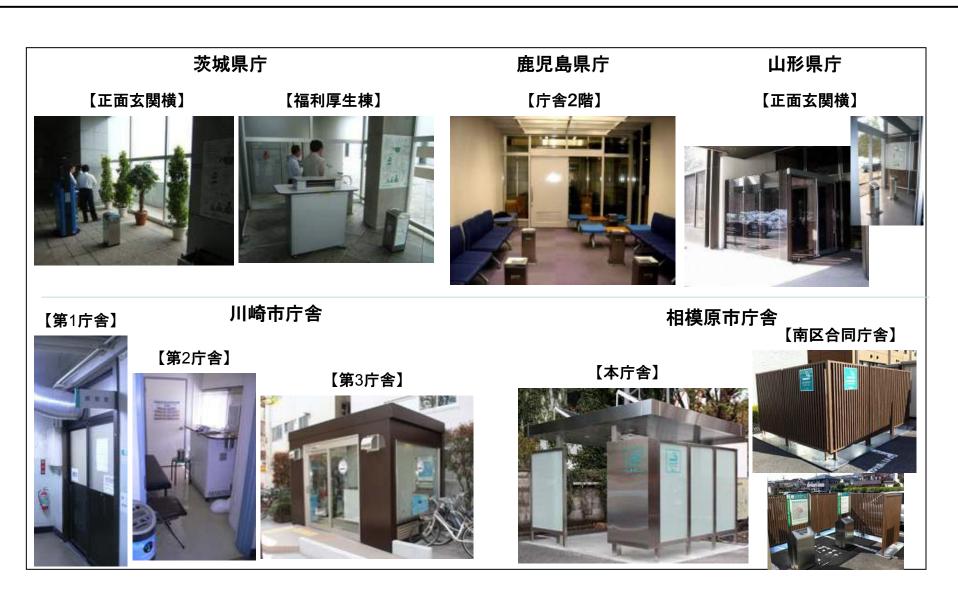


## 西鉄福岡駅(福岡県)

1日あたりの利用者が15万人を超える九州のターミナル駅、 「西日本鉄道福岡駅」改札横の個室型喫煙スペースです。強力な排気によって風の通り道ができるため、室外へ煙やニオイがもれにくくなっています。



# J T の取組み紹介 分煙推進活動 (施設管理者との協業/官公庁)



JT website: http://www.jti.co.jp/tobacco-world/torikumi/bunen/consul/case/office/special/index.html

# JTの取組み紹介 分煙推進活動(店頭表示の普及貼付活動)

## オリジナル店頭表示



## スペシャル店頭表示



JT website: http://bun-en.com/

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例紹介

~ ガイドラインの周知と徹底に向けた官民の連携 ~

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例 (京都府)

京都府は、2013年に「京都府受動喫煙防止憲章」を制定。事業者と官民一体の取組みへ

<u>京都府ホームページ</u>







大変を表別した。 大変ない。実を上 がなければ、と大変な がなければ、と大変な がなければ、と大変な がなければ、と大変な でいない事業者 でいる。身

京都府では「京都府受動喫煙防止憲章」、大阪府では「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」、山形県では「やまがた受動喫煙防止宣言」が策定され、自治体による事業者支援や市民啓発による対策の推進を行っています。

上記の自治体は、一度は検討委員会や地方議会で条例化も視野に検討がなされましたが、条例という枠組みに依らず、民間事業者の自主的取組みや市民への啓発活動を優先すべきとの結論がなされたためです。 1

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例 (京都府)

「京都府受動喫煙防止憲章」に基づき、府・市ともに積極的な店頭表示普及活動を展開

## 京都府ホームページ

## (松井本館)







応対者 松井本館 代表取締役社長 松井節子氏 『空間分煙』表示ステッカーを貼付いただきました。

## 京都市ホームページ



京都府では、山田知事(写真左の人物)が、事業者が自主的に進めるステッカーの店頭表示を多くの方に知っていただくため、直接施設を訪問して、店頭表示ステッカーの貼付をお願い。

京都市では、門川市長も参加し、「店頭表示ステッカー」の普及拡大イベントを事業者と開催。

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例 (大阪府)

大阪府は2014年より「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」にて運用

※2013年3月府議会にて条例案を取り下げ、民間の取組み支援へシフト







2013年10月8日

## 官民が一体となった"分煙自治"が大阪でも始動

# 全国最大、20の関連団体、約2万店が参加

大阪府で飲食店を中心とした民間事業者が自主的に受動喫煙防止対策を推進する協議会を発足させた。今年、京都府で立ち上げられた組織に続く動きで、協議会の設立総会には、大阪府の担当者も出席し、「官民一体」で喫煙環境の改善に取り組もうという意気込みを感じた。

協議会の正式名称は「大阪府受動喫煙防止対策協議会」(以下、協議会)。9月に大阪市内で設立総会を開き、大阪府麺類食堂業生活衛生同業組合、大阪府喫茶飲食衛生同業組合など、飲食関連を中心とした20団体が参加した。

## 読 売 2013年3月20日

大阪府

での全面黎輝毅教化を目指していた「受動関煙防止条」常任委員会していた「受動関煙防止条」常用の設定があると、関条中の府職会に提案 常任委員会を表が「内容が厳しすぎ」を記者団に各会派が「内容が厳しすぎ」を記者団に各会派が「内容が厳しすぎ」を記者団に各会派が「内容が厳しすぎ」を記者団に各会派が「内容が厳しすぎ」を記者団に表していたの。府は条例 | 再提案した。

げを表明。松井一郎知事かし、 原調整をしたい」と取り 規制は 中し訳ない。関係者との 客離ら 中し訳ない。関係者との 客離ら で、府側が「繭」を取り の皆さんの理解を得られ 一方、 のというと取り 規制は

でなど、学校や医療機関、自 くたが、学校や医療機関、自 でいた。 というに、 を認めず、全面数煙とする でしていた。 し、 を認めないのはおかし、 を認めないのはおかし、 を認めないのはおかし、 を認めないのはおかし、 でしていた。 し、 でしていた。 し、 でしていた。 し、 でしていた。 し、 でしていた。 し、 でしていた。 でしていた。 し、 でしていた。 でして

の府警会健康福祉 公庁などの施設内での分煙に提案し直す。 | ぐため、学校や医療機関、官に提案し直す。 | ぐため、学校や医療機関、官

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例 (山形県)

山形県は、2014年に「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定

平成26年12月 定例会(第369号)-12月05日-02号 吉村知事答弁(抜粋)

受動喫煙防止対策の社会的枠組みについて申し上げます。

受動喫煙防止対策につきましては、本年五月に山形県受動喫煙防止県民運動推進会議を設置し、 受動喫煙による健康影響についての正しい知識の普及を初め、子供や妊産婦を守るための啓発活動や、飲食店、旅館等に対する働きかけなど、関係者・関係団体と一体となって県民運動を進めてきたところであります。この県民運動により、受動喫煙の健康影響についての正しい理解が進み、飲食店や宿泊施設などにおける自主的な取り組みも広がりつつあると認識しているところです。

私は、これまでの県民運動の成果を実態調査などで検証するとともに、県民の皆様や宿泊施設関係者など事業者の方々からの御意見もお聞きしながら、より実効性の高い受動喫煙防止対策の進め方を検討してまいりました。その結果、条例で罰則を設けて規制する方法ではなく、規範や技術的基準、理念、方針などを定めるガイドラインや憲章でもない、県民みんなが主体的に受動喫煙のない地域社会づくりを進めるという強い意志を「宣言」という形で表明し、県民総参加で取り組み、効果を上げていくことが山形県らしい方法であると考えたところであります。

2014年8月15日 山形新聞



2014年12月3日 河北新報

送り、県民、事業者、行 し、受動機健防止対策に「組み条例制定による規制は見」標の下で主体的に連携「支対策に触れ、罰則付きの「吉村知事は「共通の目、強い会本会議で受動機煙防止」定する方針を表明した。 地域は2日、県議会12月定例 受動機煙防止宣言」を飛ば2日、県議会12月定例 受動機煙防止宣言」を飛ば2日、県議会12月定例 受動機煙防止宣言」を飛ば2日、県議会12月定例 受動機煙防止宣言」を飛ば2日、県議会12月定例 受動機煙防止宣言」を飛ば2日、東京に関する。

政がそれぞれ防止対策の

取り組むことが最も効果

げた宣言に基づき、

した、R本内は主義を見 い決意を示す」と強調。 強い決意を示す」と強調。 強い決意を示す」と強調。 でれぞれの役割や取り でれぞれの役割や取り

挙げて受動喫煙対策に取り組む」と述べた。 吉村知事は2月の県議 会で「従来の対策の充実 会で「従来の対策の充実

県にとどまっている。 駅によると、全国で受 駅によると、全国で受 駅によると、全国で受

理解促進を図っていた。 最終判断を先送り。5月 最終判断を先送り。5月

当時起防山等 宣言策

しかし、たばこ業界や 切る可能性に言及した。 切る可能性に言及した。 が必要だ」と語り、東北

吹食業者らが条例による

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例(東京都)

東京都は2015年6月、検討委員会の提言に 「現在のガイドラインに基づく 対策の一層強化」の文言が盛り込まれました。

その後、東京都は実効性のある取組みとして、 ガイドラインに基づき、 宿泊施設や飲食店の分煙環境整備の 補助金事業(予算総額10億円) 2015年7月より募集をスタート。

今後、都と民間事業者の連携が期待されます。

<5月30日・読売新聞・朝刊>

施設や飲食店を禁煙とする

掲載日 2015年07月23日 日本経済新聞

入を補助する。

な外国人客も多いことか

外国人旅行者の受入れに向けた 分煙環境整備補助金のご案内

宿泊・飲食施設の

1施設につき300万円までの補助あり!

東京都補助金パンフレット





補助率:補助対象経費の4/5

喫煙室等の設置に必要な経費のうち、 (換気扇、ダクト工事など)、電気工事費等

補助率 限度額

補助限度額:1施設につき300万円

対象経費

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例(市区町村)

その他、市区町村の事例として、 条例は制定されていませんが、

東京都港区・千代田区・練馬区 千葉県流山市は、

事業者向けの 補助金制度を設けています。

練馬区 報道連絡メモ 送付日 2012年 3月 9日

で、他の空間から独立した個室となっている。煙はダクトを経由

し屋外に排出されるため、店内には漏れ出さない仕組みとなって

おり、営業中であれば誰でも使用することができる。

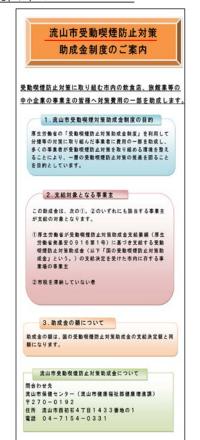
練馬区広報

光が丘IMAの屋内障煙所





流山市ホームページ



毎屋内喫煙所設置などにかかる助成の条件

	条件	千代田区	港区
	面積	6.6平方标以上	5平方标以上
設置費	助成上限	500万円	1000万円 (20平方な以上の場合)
	助成割合	100%	100%
維持管理費	助成上限	月匐20万円	月額12万円
	助成割合	80%	100%
	助成期間	5年間	5年間
路上禁煙	条例施行	2002年	2014年

を活用して設置され た屋内喫煙所(千代

末にスター の喫煙所」に限定してい対象を「16・5平方が以上 」に条件を緩和 従来は助成

は制度が始まった?

区の担当者は「商業施設なしてもらいたい」。千代田

が限定されて

いたことなど

定着する る制度を相次いでスター る喫煙所を屋内に設けた場合、 は、路上要量とし、助成条件を大幅に緩和する。都の助成条件を大幅に緩和する。都の開発を表現していた場合、整備 屋内の喫煙所整備を支援す 誰でも自由に利用でき

額12万円を上限に5年

限を従来の? から「5平方が以上」にし

<4月22日・読売新聞・朝刊>

埋費の助成も新たに始め 倍に当たる 助成金額の

〒代田と港 条件緩和し分煙強化

理費の助成率も8割に引き 全額に引き上げた。

# 受動喫煙防止に向けた取組み事例(厚生労働省)

## 厚生労働省ホームページ

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

## 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布され、平成27年6月1日 から、職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が 事業者の努力義務となりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行が可能な対策の うち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策 助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

#### 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

* 4		常時雇用する 労働省数=	資本金》
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス集	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス (例:協同組合) など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、 運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

(3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

#### 助成内容

助成对象経費	助成率	上翔雞
職煙室の設置などにかかる工費、 設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

- ・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回とします。
- 同じ事業場で複数の場所に指置を購じる場合は、1件の申請として求とめて申請してください。 (1申請の上限額は200万円)

#### <助成の対象となる措置>

- ① 一定の基準\*を満たす喫煙室の設置・改修 ※喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が 0.2 m/砂 以上
- ② 一定の基準=を満たす屋外喫煙所(閉鎖菜)の設置・改修※吸煙所での喝煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
- ① 一定の基準 を満たす換気装置の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)※環境区域の利じん湯度が0.15 mg/m²以下、または必要物気量が70.3 × (原数) m²/時間以上

(\*) 厚生労働省·都道府県労働局

厚生労働省も2011年度より、事業者が分煙を行う際の公費助成制度を設けており、積極的な展開を行っております。

## 1. 屋外条例施行にともなう喫煙環境整備について

JR美唄駅やバスターミナル等、市民の集散の多い場所に、導線に配慮した喫煙場所を整備して寄贈いたします。環境美化の観点からも有効な屋外分煙を提案いたします。

## ご提案

- ① 屋外喫煙設備の整備と寄贈
- ② 路上喫煙ルールの周知と啓発を目的とした啓発看板の設置と寄贈

## ■JR美唄駅前



■JR北広島駅前喫煙所



■JR岩見沢駅前喫煙所



■旭山動物園喫煙所



■JR稚内駅前喫煙所



■啓発看板



# 参考) 喫煙者・非喫煙者ともに屋外喫煙所のメリットを認識

● 屋外喫煙所が設置されていることのメリットとしては、「歩きたばこをする人が減る」という回答が最も多く、ついで「ポイ捨てが減る」となっており、喫煙者・非喫煙者共に屋外喫煙所設置のメリットを認識している

Q: 屋外喫煙所が設置されていることの効果として、以下の中であてはまると思うものをお選びください。ご自身にとってだけでなく、非喫煙者(喫煙者)や街全体をイメージしてお答えください。

100% 非喫煙者-喫煙所認識あり計 71.2 56.4 52.1 51.8 40.8 50% 40.3 21.5 21.1 17.5 15.6 0.1 0.6 3.6 喫煙する人が減る も近くにいる中で 人ごみ等、非喫煙者 街の印象がよくな 防火になる火事の危険性が減 もない メリットはひとつ メリットはない/ する人が減る歩きたばこを 迷惑が減る が減る ポイ捨てが減る 喫煙者計 (1800)71.2 56.4 51.8 40.8 27.6 21.5 21.1 0.1 3.6 非喫煙者-喫煙所認識有り計 (1800)52.1 44.8 40.3 36.9 22.1 16.7 17.5 0.6 15.6



(株) マーケティング・センター調べ(2013年)

# 2. 市民マナー啓発へのご協力①

ポイ捨てや歩きたばこの防止、また未成年者への受動喫煙防止の配慮を目的とした喫煙者へのマナー啓発について、以下の取組みにてご協力させて頂きます。

## ご提案

- ① JR美唄駅等での駅前清掃の展開や啓発物品(ティシュ等)の配付 ※市民マナー向上に寄与
  - ■清掃活動 (JR美唄駅前)

2015.6.13 プレス空知

【美唄】喫煙者のマ 月から10月の月初めに 大一向上をよびかけよ 定期的にクリーン作戦 ナー向上をよびかけよ 定期的にクリーン作戦 で清掃活動を行っ どを拾って「クリーン作戦 が力サエ部長、14店)は ニホームで歩きなが クサエ部長、14店)は ニホームで歩きなが がかったばご販売協同 ら、たばこの吸い殻ない。 この日参加したのは い殻のボイ捨ても減っ だを拾って「クリーン作戦 である真12人。 てきているようです」 である道がすきに と話していた。 「ひろえば衝がすきに と話していた。

# ゴミ拾い活動する。ゴミ拾い活動をはこ組合美唄婦人部







## 2. 市民マナー啓発へのご協力②

## ご提案

② マナー啓発ポスターのご提供 ※市民マナー向上に寄与

市有施設や市内の喫煙所等、ご希望の場所にマナー啓発メッセージを掲出







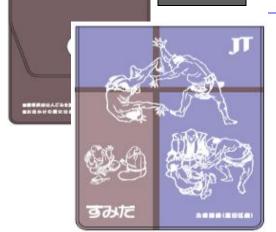


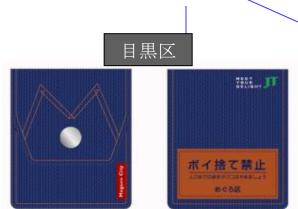
2. 市民マナー啓発へのご協力③

# ご提案

③ 美唄市オリジナルの携帯灰皿のご提供 ※ポイ捨て防止に寄与









2. 市民マナー啓発へのご協力④

## ご提案

④ 希望される市内の施設へ灰皿をご提供 ※歩きたばこの防止に寄与







2. 市民マナー啓発へのご協力⑤

## ご提案

⑤ 市の主要催事への弊社マナー啓発イベント(ひろえば街が好きになる運動)の出展

5月「びばい桜まつり(東明公園)」、8月「びばい歌舞裸まつり(市役所前)」等でのマナー啓発イベントの展開



日本中でゴミを集めるのは、

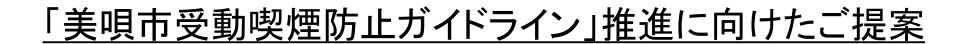
日本中にマナーを広めたいからです。

JTでは「ひろえば街が好きになる運動」という 清掃活動を行っています。

自治体、学校、ボランティア、各催事の実行委員会や 協働団体など、さまざまな人たちとゴミをひろう当活動。 参加者の多くが"楽しい""有意義""これからはもうすてない"と 答えてくれるのが、何よりの成果です。

~ 『ひろう』という体験を通じて、 『すてない』気持ちを育てたい。 もっともっとすてない人を増やしたい。~

そんな願いから生まれたこの活動は、これからも続きます。



# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

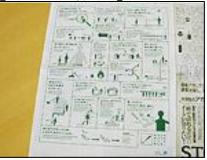
# 1. 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」の周知活動へのご協力

官民一体となったガイドラインの周知と運用強化を目的としたアクションプランとして、例 えば、憲章(京都府)や宣言(山形県)のような新たなメッセージを策定され、発信されるこ とも有効な周知方法と考えております。

## ご提案

- ① 市広報へのご協力 (北海道新聞空知版やプレス空知へのガイドライン周知のご協力)
- ② 市キャンペーンへのご協力 (ガイドライン啓発物品の寄贈や展示会等へのご協力)

## 【市の広報物】











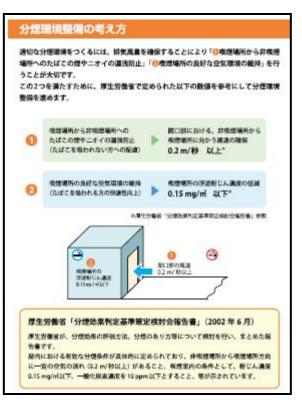
## 【市の啓発物品等のご提供】



# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

## 2. 分煙コンサルティング ※実効性の高い対策を推進

「どのように分煙すればいいのか分からない」「喫煙スペースからのニオイや煙の洩れを防止する方法を教えて欲しい」など、分煙環境に関する私たちへのご相談件数は、年々増加しており、弊社はこれまでに約15,000件のご相談を頂いております。貴市及び市内の各施設につきまして、弊社も全面的なご協力させて頂きます。







# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

2. 分煙コンサルティング(官公庁) ※実効性の高い対策を推進

多くの市民が集い、職員や議員の働く官公庁には、屋内や敷地内の喫煙場所整備が必要です

## ご提案

① 美唄市施設(市役所・市民会館)への分煙コンサルティングと喫煙設備等の寄贈

■美唄市役所

# 庁舎屋外の車庫を利用



■札幌市役所本庁舎



■札幌市東区役所



■旭川市役所第二庁舎



■美唄市民会館



■札幌市中央区役所



■函館市役所



# 参考)敷地内を全面禁煙化した自治体の事例

※敷地内を全面禁煙化した自治体庁舎では、職員による路上喫煙が問題視され、喫煙場所を再設置した事例があります

# 産経፟፟፟፟

2015.7.15 17:15

大阪府庁に喫煙所復活 懲りない歩きたばご職員を「強制収容」

敷地内が全面禁煙となっている大阪府庁(大阪市中央区)について、松井一郎知事は7月15日の定例会見で、職員の喫煙所を復活させることを明らかにした。橋下徹知事(現大阪市長)の意向で平成20年から全面禁煙となったが、周辺の路上で喫煙する職員が後を絶たず、府民から「見苦しい」といった苦情が寄せられたという。代わりに路上喫煙者は処分も検討する。



たばこのマナーを守りましょう

喫煙所は庁舎内には設けず、駐車場として活用している近くの府有地などに、2カ所程度 を設ける予定。灰皿は置かず、携帯灰皿の持参を求める。

府庁の庁舎や出先機関の敷地内は、たばこを吸わない橋下前知事の意向で20年から全面 禁煙になり、庁舎内の喫煙室も廃止された。

しかし、昼休みなどに周辺の路上で喫煙する職員は後を絶たず、近くの大阪城公園が喫煙 スポット化し、公共の場所で路上喫煙しないよう求めた大阪市条例に反しているとして、府 が市から注意を受けたこともある。

松井知事は設置理由について「路上喫煙は法律違反ではないが、府民からみてマナーが悪い」と説明。自身も愛煙家だが「僕はちゃんと吸える場所に行く。知事就任後は路上喫煙はしたことはない」とも話した。



足立区ホームページ

更新日:2014年3月11日

## 足立区役所本庁舎敷地内に「喫煙スペース」を開設しました

本庁舎南館西側、新設職員専用駐輪場構に、3月11日午後から喫煙スペースを開設しました。

足立区は、健康増進法の受動喫煙防止の観点を尊重した「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本方針」を 策定し、従来の分煙方式では不完全との判断から区施設敷地内の全面禁煙を終晰的に進めてきました。

しかし、その結果、本庁舎敷地外での喫煙による受動喫煙やポイ捨ての苦情が寄せられるに至り、これらを防ぐ方策について検討してきたところです。また、平成25年第1回足立区議会定例会に扱いて「足立区役所の敷地内に喫煙所を造る陳情」が採択されたことから、基本方針の範囲内に扱いて、やむを得ず喫煙スペースの設置を決定したところでございます。

区民の皆様、並びにご来庁者の皆様におかれましては、このような事情についてご理解をいただけますようよろしく お類い申し上げます。

## 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

2. 分煙コンサルティング (民間施設) ※実効性の高い対策を推進

## ご提案

② 市内民間施設(美唄駅・飲食店・宿泊施設・商業施設等)へのコンサルティング巡回訪問

■札幌ステラプレイス



■ホテルオークラ札幌



新千歳空港 (北海道)

2010年3月26日の「新千歳空港 国際線 旅客ターミナルビル」の開港と同時に、新たに喫煙スペースが設けられました。

出発フロア内にある喫煙スペースは、たばこの煙や ニオイの漏洩防止に配慮し、十分な給排気設備が設 けられています。

また、滞留時間の長い国際線の利用者が快適に過ごせるように、さまざまな工夫が施されています。

■札幌ファクトリー





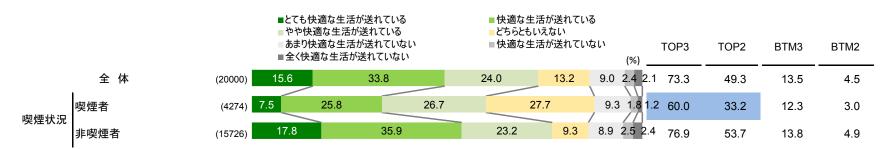


## 参考) 分煙浸透度・理解度と事業者の取組分煙進展期待度・賛否

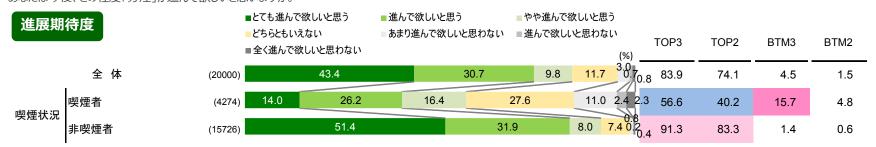
## たばこで不快な思いをしているという人はごく少数派

## 分煙が進行することへの期待は非常に大きい

あなたは普段、たばこを吸うことに関して、どの程度快適な生活が送れていますか。 あなたは普段、たばこのニオイや煙の迷惑を感じない快適な生活をどの程度送れていますか。



あなたは今後、どの程度「分煙」が進んで欲しいと思いますか。



日本で今後「分煙」が進んでいくことに、あなたはどの程度賛成ですか。



## 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

## 3. 店頭表示 ※実効性の高い対策を推進

JTは、各施設の喫煙ルールを店頭にステッカーやポスター等で掲載することは、入店前のお客様に事前に施設の喫煙ルールをお知らせできる取組であり、意に反してたばこの煙に曝されることを防ぐことが出来る有効かつ簡単にできる分煙の手法と考えています。特に飲食店等、お客様が利用する施設を自由に選べる施設では、多くの施設管理者が実施できる有効な取組と考えおり、私どものウェブサイトでもご紹介して普及活動を実施しております。現在、札幌市様は業界団体と連携され市内の貼付に努められており、貴市におかれましても同様の展開について、弊社もご協力をさせて頂きます。

## ご提案

- ① 美唄市オリジナルの店頭表示ステッカーのデザイン開発と寄贈
- ② 市内の民間施設への分煙コンサル訪問時の取組説明と貼付活動

#### ■店頭表示ステッカー(札幌市)



Welcome to sapporo ようこそ札幌へ 意楽に NO SMOKING





② (時間分類

@ (N

## 参考) 店頭表示ステッカーの事例紹介

※自治体・業界団体・商店街・企業など、様々な団体が店頭表示を推奨しています

兵庫県ステッカー











山口県ステッカー



#### 静岡県飲食業生活衛生同業組合

#### 全国飲食業生活衛生同業組合連合会



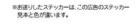












#### 下北沢商店連合会



#### 大阪王将 (イートアンド株式会社)





#### 川崎中央商店街連合会













# おわりに

私たちJTは、実効性の高い受動喫煙防止対策として、 市民マナーの向上と施設の分煙対策が有効と考えてい ます。

先ずは「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」の周知と徹底を行い、市民の自発的な意識改善や事業者の対策を促す施策を優先すべきであり、

それらのステップを踏まえた上で、条例の検討がな されるべきと考えています。

そして、美唄市民のマナー向上と喫煙についての課題解決に向けて、最大限のご協力を行わせて頂き、市政へ貢献したいと考えております。

# 参考資料

- 1. 喫煙のリスク (喫煙と健康)
- 2. 受動喫煙と健康影響
- 3. 受動喫煙規制と経済影響
- 4. JTの取組み事例紹介(分煙コンサル活動)
- 5. 屋外喫煙所のメリットと許容度
- 6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告
- 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組
- 8. たばこ税と美唄市税収について

1. 喫煙のリスク(喫煙と健康)

# 喫煙と健康に関するJTの考え方

たばこは特定の疾病のリスクファクターです。例えば喫煙は肺がん、心筋梗塞などの虚血性心疾患、肺気腫等の慢性閉塞性肺疾患などの疾病や、低出生体重児、早産などの妊娠に関連した異常のリスクを高めることが、主として疫学研究により示されています。

しかしながら、がん等、喫煙と関連があるとされる疾病の発生には、喫煙のみならず、住環境(大気汚染等)、食生活、運動量、ストレス、遺伝的要因等様々な要因が影響しており、また、例えば、動物実験においては、たばこ煙のみを吸入させる方法により、がんを発生させることは困難であるとされています。

したがって、喫煙と疾病との関係については、今後の更なる研究が必要だと考えています。

私たちは、たばことは喫煙と健康に関する客観的・科学的な情報を踏まえて喫煙するかしないか等を成人の 方々自らが判断すべき嗜好品であると考えています。

次ページ以降において、「喫煙は特定の疾病のリスクを高める」ということ、「更なる研究が必要である」との理由について、ご紹介いたします。

# 能動喫煙に関する注意文言

喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります。

疫学的な推計によると、喫煙者は肺がんにより死亡する危険性が非喫煙者に比べて約2倍から4倍高くなります。

(詳細については、厚生労働省のホーム・ページ www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html をご参照ください。)

喫煙は、あなたにとって心筋梗塞の危険性を高めます。

疫学的な推計によると、喫煙者は心筋梗塞により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。

(詳細については、厚生労働省のホーム・ページ www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html をご参照ください。)

喫煙は、あなたにとって脳卒中の危険性を高めます。

疫学的な推計によると、喫煙者は脳卒中により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。

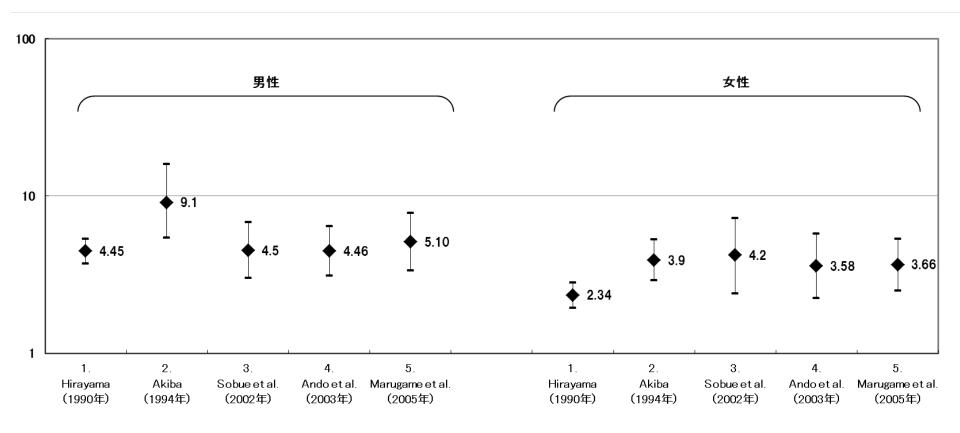
(詳細については、厚生労働省のホーム・ページ www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html をご参照ください。)

喫煙は、あなたにとって肺気腫を悪化させる危険性を高めます。

(詳細については、厚生労働省のホーム・ページ www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html をご参照ください。)

# 肺がん

## 肺がんの相対危険度

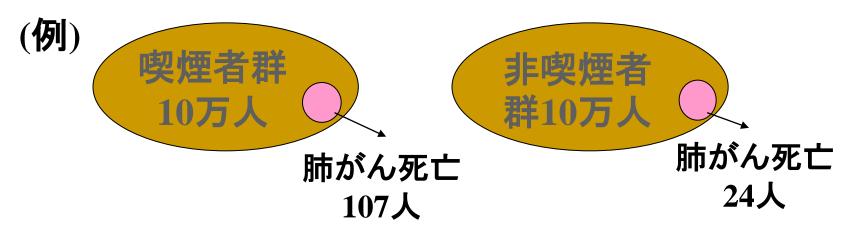


- ※肺がんについては多くの疫学研究が報告されている。うち日本の大規模な疫学研究結果を上記のグラフに取り上げた。 一貫して有意な結果が示されていることがわかる。
- ※1については90%の信頼区間、他は95%の信頼区間
- ※2について1日あたりの喫煙本数が24本より多い男性喫煙者を対象、他は男性の現喫煙者を対象

# 疫学的推計とは

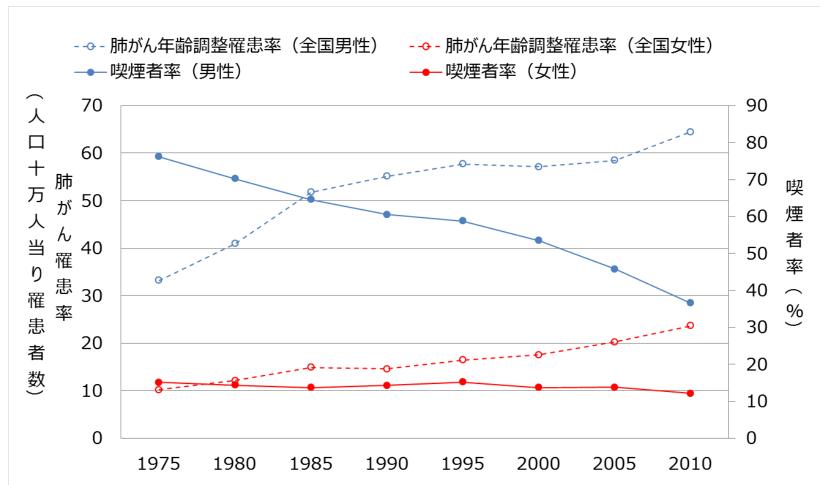
# 疫学研究 (Epidemiology):

人間集団を対象に病気と様々な要因について統計的な調査を行い、それらの関連を調べる学問。



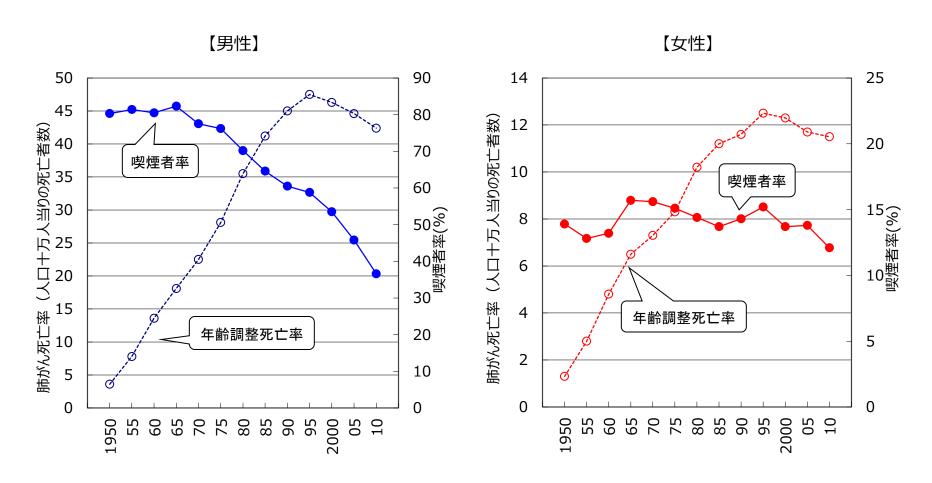
相対危険度 = 喫煙者群の肺がん死亡率/非喫煙者群の肺がん死亡率

上記の場合の相対危険度: (107/100,000)/ (24/100,000)≒4.45



出典)・肺がん罹患率:「地域がん登録全国推計によるがん罹患データ」国立がん研究センターがん対策情報センター (昭和60年モデル人口を基準とした地域がん登録全国推計値)

· 喫煙者率: JT調査

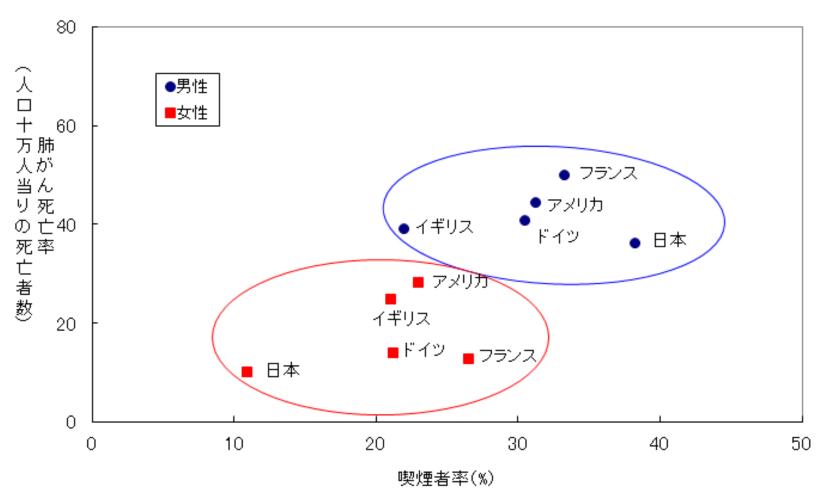


出典)

年齢調整死亡率:「人口動態統計」厚生労働省(昭和60年モデル人口を基準とした年齢調整死亡率) 喫煙者率: JT調査

\*図を見やすくするために、女性の目盛りの範囲を男性に比べて狭くしています。

# 各国の喫煙者率と肺がん死亡率の関係



注) 肺がん死亡率は、肺がんの他、気管・気管支のがんを含む 出典) 肺がん年齢調整死亡率(2008): WHO Disease and injury country estimates 2011 喫煙者率(2009): WHO Report on the Global Tobacco Epidemic 2011

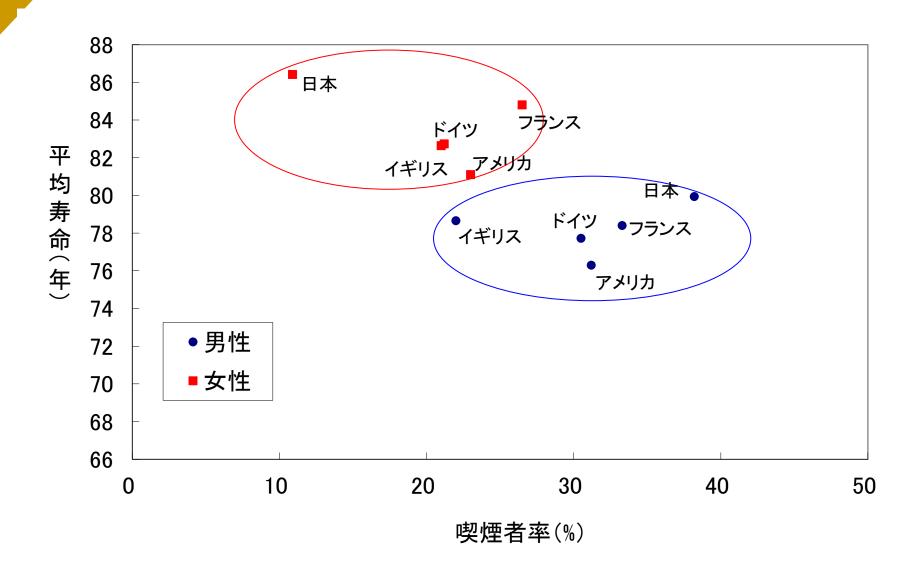
# たばこと動物実験

動物実験において、たばこのタールをマウスの皮膚に塗布する実験では、皮膚腫瘍 の発生が確認されていますが、たばこ煙のみを吸入させる方法により、腫瘍を発生さ せることは困難です。

- ▶たばこの発がん性に関する動物実験は、皮膚に直接たばこタールを塗る実験や皮下に注射するなどの、通常の喫煙方法によらないものや他の発がん物質を併用するものが多い。
- ▶たばこ煙を吸入させる動物実験においても、実験条件が非常に高濃度の曝露であったり、他の発がん物質を併用している、肺がんが非常に発生しやすい特殊な系統の実験動物を用いている等の問題点を考慮してもなお、ほとんどの研究では腫瘍の発生や増加が認められていない。

# 肺がんと関係が指摘されている諸因子

危険因子	生活習慣	喫煙		
		脂肪の摂取		
		多量飲酒		
		運動習慣なし		
	職業曝露	アスベスト労働従事者		
	大気汚染	自動車排ガスの曝露		
	感染症	肺結核		
	その他	ペットとしての鳥類の飼育		
防御因子	食習慣	野菜の摂取		
		果物の摂取		



出典) 平均寿命、喫煙者率: 国民衛生の動向(2013/2014)

# 2. 受動喫煙と健康影響

# 受動喫煙について

●たばこを吸われる方、吸われない方双方にご理解いただけるよりよい「分煙社会」の実現に向けて、 私たちの取り組みのさらなる充実を図っていく上で、 皆様と共有しておくべき情報として、 受動喫煙に関する客観的な科学的事実をご紹介します。

## 受動喫煙と健康影響

環境中たばこ煙は、喫煙者が吸入した煙(主流煙)の吐出煙と、たばこの先端から出る煙(副流煙)とが、空気中で拡散し、薄められたものです。また、このような環境中のたばこ煙を喫煙者の周囲の人が吸い込むことを「受動喫煙」と呼ぶことがあります。

環境中たばこ煙は、周囲の方々、特にたばこを吸われない方々にとっては迷惑なものとなることがあります。また、気密性が高く換気が不十分な場所では、環境中たばこ煙は、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせることがあります。このため、私たちは、周囲の方々への気配り、思いやりを示していただけるよう、たばこを吸われる方々にお願いしています。また私たちは、公共の場所等での適切な分煙に賛成し、積極的に支援しています。

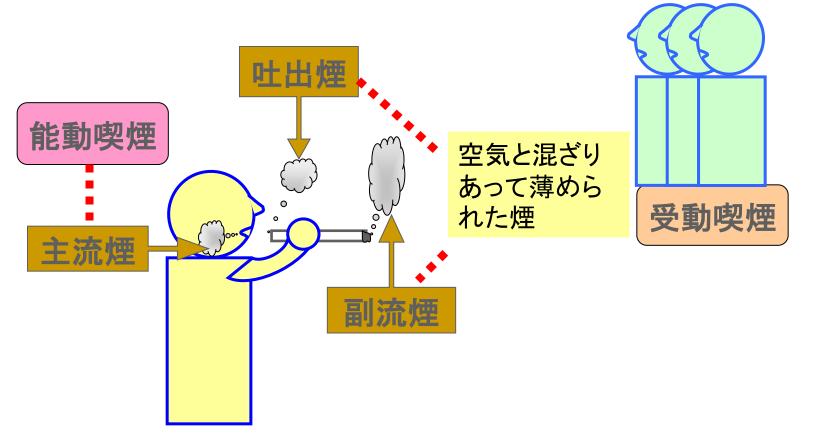
一方、環境中たばこ煙は非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません。環境中たばこ煙への曝露と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと私たちは考えています。また、環境中たばこ煙は、空気中で拡散し、薄められているので、喫煙者が吸い込む煙中の成分の量と比べると、非喫煙者が吸い込む量は極めて少ないものです。動物で発がん性を評価する試験においても、環境中のたばこ煙により、腫瘍を発生させることは極めて困難です。

なお、乳幼児、子供、お年寄りなどについては、特段の配慮が必要です。例えば乳幼児や子供に関しては、未就学期における環境中たばこ煙への曝露と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。乳幼児、子供、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表明をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めします。

(JT websiteより抜粋)

# 受動喫煙とは

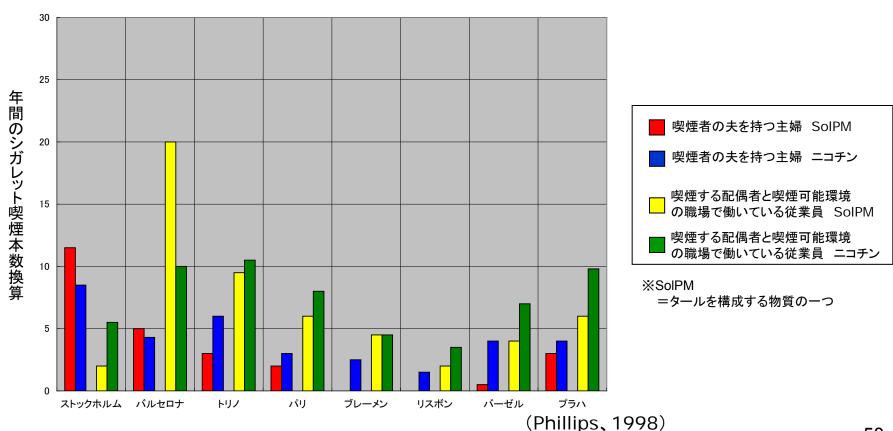
- 環境中たばこ煙とは、喫煙者が吸い込んだ煙(主流煙)の吐出煙と、たばこの 先から立ちのぼる煙(副流煙)が空気中で混ざりあって、希釈されたものです。
- ●このような環境中たばこ煙を周囲の人が吸い込むことが「受動喫煙」と言われます。



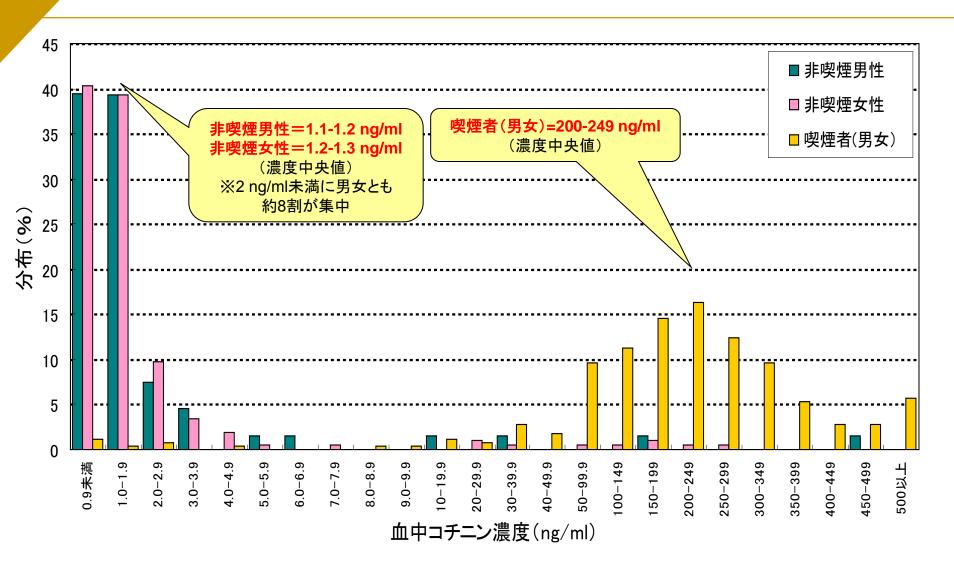
# 環境中たばこ煙の成分と、周囲の方が吸い込む量

● 環境中たばこ煙は空気中で急速に拡散して薄められるため、周囲の方の吸い込む煙の量は喫煙者が吸い込む煙(主流煙)に比べると非常に僅かな量になります。

欧州8カ国において非喫煙者が吸い込む「環境中たばこ煙」の調査結果



## 喫煙者と非喫煙者(ほぼ毎日の受動喫煙)の血中コチニン濃度分布



平成15年度国民健康・栄養調査報告(厚生労働省)のデータより作図

- (急性影響)
  - 環境中のたばこ煙によって、眼、鼻、喉への刺激や不快感などの症状が発生 することがあります。
- (慢性影響)

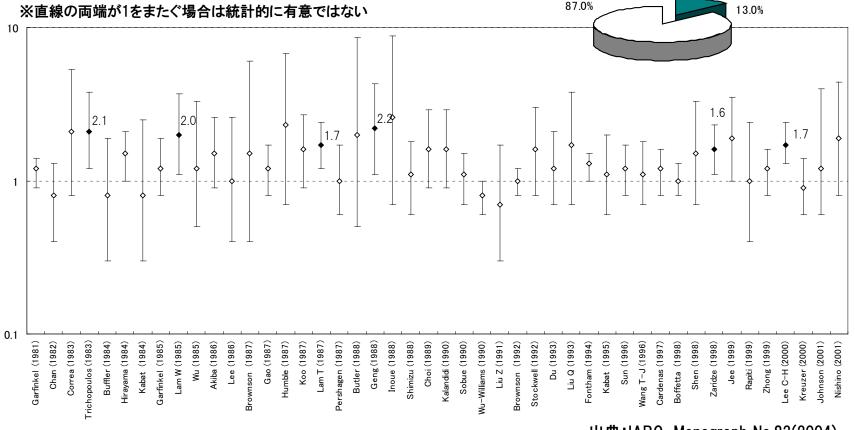
子供の受動喫煙が呼吸器系疾患や症状の悪化、例えば喘息発作の誘因となることが多くの疫学研究により報告されています。

肺がんなどの慢性疾患については、受動喫煙によってリスクが上昇するという報告と上昇するとは言えないという報告の両方があり一貫していません。

# 受動喫煙の肺がんリスクに関する個々の疫学調査(1)

## <u>夫から受動喫煙を受ける妻(非喫煙者)</u>の 肺がんリスク

- 受動喫煙との関連が統計的に有意である論文
- □ 受動喫煙との関連が統計的に有意でない論文

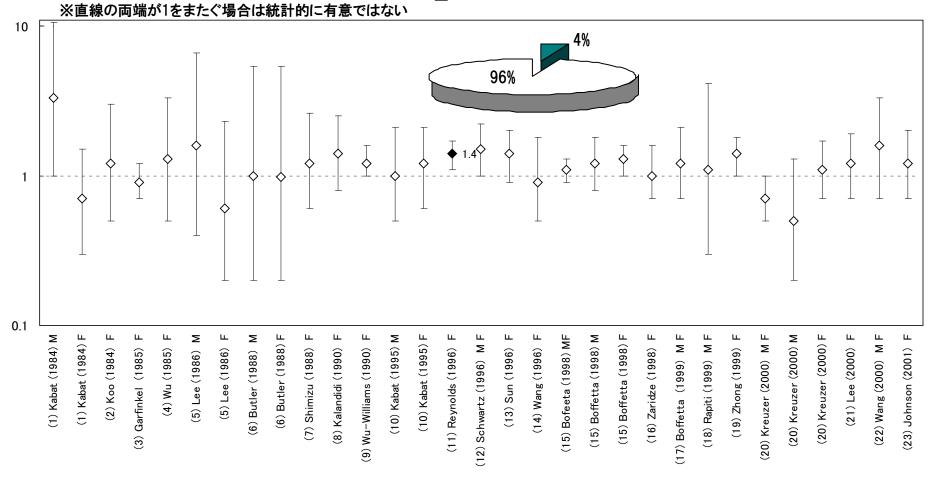


出典:IARC Monograph No.83(2004)

# 受動喫煙の肺がんリスクに関する個々の疫学調査(2)

## 職場で受動喫煙を受ける非喫煙者の 肺がんリスク

- 受動喫煙との関連が統計的に有意である論文
- □ 受動喫煙との関連が統計的に有意でない論文



出典:IARC Monograph No.83(2004)

## 受動喫煙の肺がんリスクに関するメタアナリシス(統合分析手法)による評価

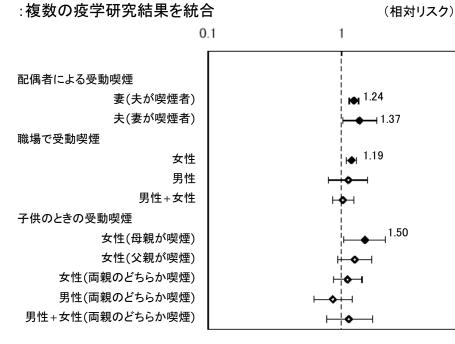
10

#### 米国環境保護庁(EPA)の報告(1993年)



●米国環境保護庁(EPA)や国際がん研究機関(IARC)では、複数の疫学調査結果を統合して分析(メタアナリシス)した結果、受動喫煙は肺がんのリスクを高めると報告しています。

## 国際がん研究機関(IARC)の報告(2004年)



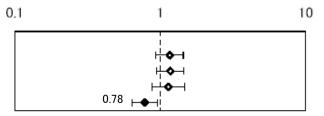
- ▶ しかし、このメタアナリシスという手法を用いることには問題があり、受動喫煙リスクについては議論の余地があるという医学専門誌の意見があります。
- ▶ EPAによる評価は、リスクがある報告を恣意的に集めた結果であるとして、米国の裁判において、その信頼性について批判がなされています。
- ▶ IARC報告のために取りまとめられた46の 疫学調査結果の8割近くは、受動喫煙以外 の主な要因の影響が排除されていない データにより分析されています。

## 受動喫煙に関する大規模疫学研究の結果

#### 国際がん研究機関(IARC)による疫学調査(1998年)

【肺がんに対する受動喫煙の相対リスク】

喫煙者と同居する非喫煙者 職場での受動喫煙 職場と家庭の両方で受動喫煙 子供のときの受動喫煙



10

#### カリフォルニア州の大規模疫学調査結果(2003年)

【各種疾患に対する配偶者からの受動喫煙の相対リスク】

# 妻が喫煙、夫が非喫煙 ◇ 肺がん ◇ 冠動脈性心疾患 ◇ 慢性閉塞性肺疾患 夫が喫煙、妻が非喫煙 ◇ 肺がん ◇ 冠動脈性心疾患 ◇ 慢性閉塞性肺疾患 ◇ 慢性閉塞性肺疾患

- IARCが欧州7カ国で実施した疫学調査 (650人の肺がん患者群と1,540人の対照 群を調査した症例対照研究)では、受動 喫煙のリスクは明確ではないとの結果が 得られています。
- 米国カリフォルニア州で行われた過去最大規模の疫学調査(約3万5千人の喫煙未経験者を38年間追跡したコホート研究)においても、受動喫煙と肺がん、冠動脈性心疾患、あるいは慢性閉塞性肺疾患による死亡との間には明確な関連は認められていません。

## 受動喫煙規制と経済影響

## (神奈川県)

#### 神奈川県「公共的施設における受動喫煙防止条例」対象施設

区分(必要措置)	対象施設
第1種施設 (禁煙)	学校、病院、劇場、映画館、集会場、運動施設、観覧場、公 衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通施設、社会福祉 施設、図書館、官公庁施設など
第2種施設 (禁煙又は分煙)	飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラオケボックス などの娯楽施設、クリーニング店、不動産、理容所、美容 所、旅行代理店、法律事務所などのサービス業店舗
特例第2種施設 (努力義務)	小規模な飲食店(100 ㎡以下)や宿泊施設(700 ㎡以下)、 マージャン、パチンコなどの風営法対象施設
適用除外認定施設 (規制対象外)	特定者のみが利用する第2種施設、シガーバーなどの たばと販売店舗

や施設管理者の義務違反への罰則が または分煙」「努力義務」などと指 のように分類され、 月1日に施行。対象となる施設は表 防止条例)は、 動喫煙防止条例」(略称・受動喫煙 喫煙禁止区域での喫煙 全国で初めて昨年4 「禁煙」「禁煙

「受動喫煙防

大され

円と推計されるという。 の影響が大きく損失は約2300億 査によるもので、中でも外食産業へ 神奈川県公共的施設における受 三菱UFJリサーチ&コンサル

業を対象に、市場動向と売り上げ影

「4900億円損失、外食産業など打撃」

煙客が減った店が多い一方で、 計されるという。条例への対応で喫 年間で計237億円のマイナスが推 6億円▽24年予測─同76億円で、 の経済波及効果は平成22年見込み― スペースのための機器、 マイナス55億円▽23年予測―同10 その結果、条例による神奈川県内 よってプラスまたはマイナスの影響 「条例施行後に売り上

神奈川県の条例による経済損失は、施行3ヵ年で237億円と推計。 特に、飲食業は168億円、宿泊業は43億円と推計

全面禁煙を実施した飲食店の場合、平均して20~30%の 売上減少が報告されています。

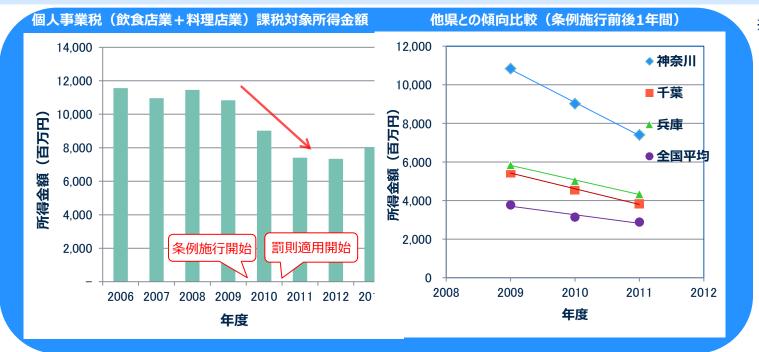
80億円のマイナスになるという。 く店ではさらにマイナスが大き 富士経済では「独立型店では資金 平成22~24年の3年間に48 全国で受動喫煙

だ。店の入り口に禁煙、分煙などの る調査結果だと思う。 任せるのが一番」と話す。 応を済ませており、これからも対象 ない。第2種施設の約8%が条例対 の内容を見ていないので言及はでき 神奈川県たばこ対策室では「調査 ルをはって、 お客さまの選択に まず条例を白

店の入り口の横に「喫煙できま なっている一横浜市内の喫茶店

## 3. 受動喫煙規制と経済影響 (神奈川県)

#### 2010年4月に神奈川県で施行された受動喫煙防止条例により、飲食関連業※の所得は明らかに減少しています。



※個人事業税において区分 された業種の内、飲食店 業と料理店業を指す

#### 【出典】

- ◆ 神奈川・千葉・兵庫 各県ウェブサイト(税務統 計:個人事業税)より作図
- ◆ 全国平均 総務省ウェブサイト(道府 県税の課税状況:個人事 業税)より作図

## ●神奈川県における飲食関連業の所得金額は条例施行後に低下しています

受動喫煙防止条例が施行の前後4年(前:2006-2009年、後:2010-2013年)を比較。個人事業の所得金額に対し、長期的な所得金額の傾向を調整して比較したところ、条例施行後の所得金額は統計学的有意に低値です (左図)。

- ●条例未施行の他県との比較から、神奈川県における所得金額の減少傾向は条例施行によることが示唆されます
  - ▶ 神奈川県と同じ東京に隣接する千葉県と条例が導入される前の兵庫県および、全国平均と比較したところ(右図)、2010年の前後1年(2009-2011年)では、所得金額は減少傾向ではあるものの、神奈川県の所得金額推移の傾きは他県の約2倍以上(統計的に傾きの差は有意)であり、減少傾向は他県よりも顕著です。
  - ▶ また、条例施行前の2009年度からの減少傾向は条例が施行された2010年度、さらに罰則適用が開始された2011年度と続いていること(左図)からも、条例施行が飲食関連業の所得に影響を及ぼしていると考えられます。

66

## 4. JTの取組み紹介 分煙推進活動(分煙コンサルティング)

## ■相談内容

社員向けの喫煙室から二オイが非喫煙エリアに流れて社員から苦情がきている。 排気装置の追加など設備対応が困難であり、何か他に有効な解決法はないか?

(施工後)

## ■コンサルティングの流れ

STEP1 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査

→喫煙室に向かう気流がないことが漏れの原因

STEP2 喫煙環境改善の提案書を作成し説明

(出入り口部の開口面積を狭めるご提案)

STEP3 施設側が喫煙室入口にビニールカーテンを設置

STEP4 施設管理者と出入口の風向・風速を測定し、十分な

気流(0.2m/s以上)が担保されていることを確認

## ■結果

「二オイの漏れがなくなり、社員からの苦情もなくなった。」



## 4. JTの取組み紹介 分煙推進活動(分煙コンサルティング)

## ■相談内容

イベントによっては、屋内喫煙場所周辺に人があふれ、通路全体に煙が広がっている。 屋外にも喫煙場所はあるが、限られた休憩時間中に、喫煙者全員を広い敷地内の屋外の喫煙場 所に誘導することは困難であることから、なんとか屋内の喫煙場所を改善できないか?

## ■コンサルティングの流れ

STEP1 JT分煙試験室にて、施設担当者とともに、 デモンストレーションを実施

STEP2 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査し、改善方法を施設担当者と協議

STEP3 施設側にて、排気装置を設置

STEP4 現地にて、スモークマシーンによる実験を 行い検討

STEP5 施設側にて、喫煙場所周囲にビニールカーテンを施工し、完成

(STEP1 JT分煙試験室)



(STEP5 完成)

ビニールカーテンの中が喫煙場所

## ■結果

喫煙者をビニールカーテン内の喫煙場所に誘導することができ、排気設備により、 通路全体に煙が広がることもなくなった。

## 4. JTの取組み紹介 分煙推進活動(施設管理者との協業/空港)

## 羽田空港 第2旅客ターミナル(東京都)

東京国際空港(羽田空港) 国内線 第2旅客ターミナル」の拡張プロジェクトに合わせ、旅客ターミナルの南側に 8カ所の喫煙スペースが新設されました。その中でも利用者の目に最も触れやすい位置に存在するのが、1階の到着ロビーにある喫煙スペースです。

喫煙スペースの最大の特徴は、飛行機の軌跡をイメージ して配された天井のLED照明。経年劣化によって生じてし まう室内の汚れを、できるだけ目立たせないよう、黒で統 ーされた空間に、視覚的な広がりを持たせています。



#### 新千歳空港 (北海道)

2010年3月26日の「新千歳空港 国際線 旅客ターミナルビル」の開港と同時に、新たに喫煙スペースが設けられました。

出発フロア内にある喫煙スペースは、たばこの煙や ニオイの漏洩防止に配慮し、十分な給排気設備が設 けられています。

また、滞留時間の長い国際線の利用者が快適に過ごせるように、さまざまな工夫が施されています。



JT website: http://www.jti.co.jp/tobacco-world/torikumi/bunen/consul/case/airport/jireishu/index.html

## 4. J Tの取組み紹介

## 分煙推進活動 (施設管理者との協業/商業施設)

## たまプラーザ テラス ゲートプラザ (神奈川県横浜市)

2階

3階





たまプラーザ駅に直結するショッピング・モール内に設置された、2タイプ の喫煙スペースです。2階のショッピング・フロア内と、3階のテラス・ダイ ニング(=屋外空間)に設けられています。

2階の喫煙スペースは、落ち着いた色調の格子や、モザイク模様を施した ガラス扉などが配置され、柔らかな光の陰影の中で、安らぎの時が過ごせ ます。

3階の喫煙スペースは、テラス・ダイニング(=屋外空間)内という 立地条件を生かし、外気を利用した換気が行われています。 (2007年10月設置)

## イオンレイクタウン (埼玉県越谷市)

日本最大のショッピングセンター 内の喫煙スペースです。 喫煙スペースには荷物掛けフック、 コンセント、喫煙具などを設置し、 より寛げる空間となっています。

(2008年10月設置)



#### 港北東急SC(神奈川県横浜市)

壁面のアートが印象的な飲食フロア内の喫煙スペースです。 腰を落ち着けられるヒップ・バーを設置しました。(2007年6月設置)





## 横浜スカイビル (神奈川県横浜市)

横浜駅から地下街を通じて直結した高層 複合ビル内の喫煙スペースです。

煙・ニオイの漏れ防止のため入り口をク ランクさせ、たばこを吸われる方を奥へ 誘導しております。

(2008年11月設置)



## 4. JTの取組み紹介 分煙推進活動 (施設管理者との協業/飲食店)

#### イタリアン&ドルチェカフェアマランティ(大阪府)

2011年5月にグランデ・オープンした「大阪ステーションシティ」内のファッション・ビル「ルクア」の2階にあるイタリアン・レストラン。







フロアレベル差を活かし、店舗中央の中2階に配置された喫煙フロア。喫煙エリア 奥に十分な排気風量を担保した排気設備を設置。喫煙エリアを取り囲むようにエ アカーテンを設置。上方へ吹出す空気が、1階の非喫煙エリアへの煙の流れを防 いでいる。

(2008年4月リニュアール)

#### イタリアントマトカフェジュニア池袋西口店 (東京都)

カフェでありながら、ケーキやパスタなどの食事メニューも充実したフラン チャイズ展開を行うレストラン。時間帯の応じて喫煙席と非喫煙席の割合が 変更可能な顧客のニーズに応える新しい分煙スタイルを導入しています。







時間帯によりロールスクリーンを間仕切りとして使用し、面積や席数を変更し さらに、店内の排気設備を空間構成に併せて稼働調整し、排気量を可変させ ることでより効率的な分煙空間を創出している。(2009年7月リニュアール)

#### Sign五反田(東京都)

五反田の駅ビル「レミィ五反田」の4階。東急池上線の改札口と直結したフロアに ある完全分煙スタイルのカフェ。

喫煙スペースの天井部には、デザイン性と機能性を兼ね備えたシェードを設置。 シェード内部に局所排気を導入し、店舗の全体排気と組み合わせることで、周囲 にはたばこの煙が広がらないという新しい喚起システムが導入されている。





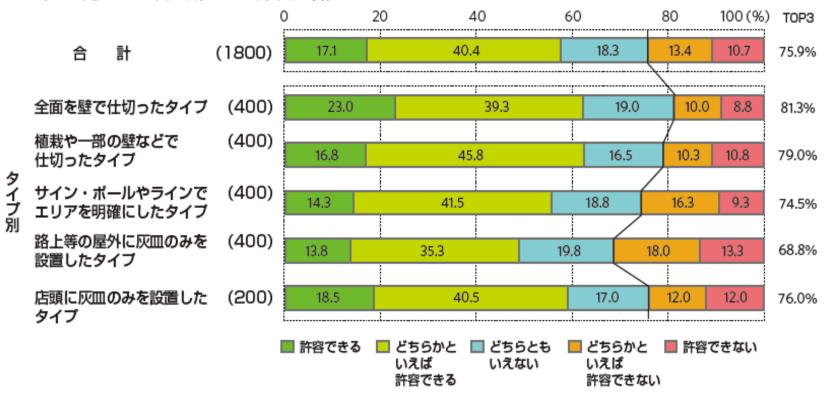


各テーブルの上部にも、間接照明を兼ねた集煙用のシェードがあり、 内部に設けられた換気口が、立ち昇ってきた煙を集める。 (2008年4月リニュアール)

## 5. 非喫煙者も屋外喫煙所を許容している

● 普段よく見かける喫煙所がある非喫煙者に対して、その喫煙所の許容度を聞いたところ、許容できないと答えた非喫煙者は少なく、屋外喫煙所の許容度は比較的高い。タイプ別に見ても、差はあるものの、全体的に高い数値と言える。

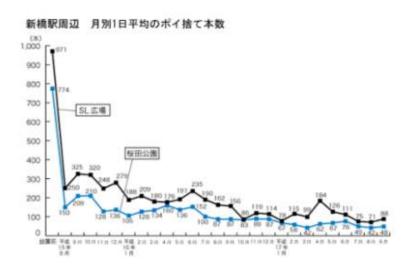
## Q: あなたにとって、「屋外喫煙所があることは、どの程度許容できますか。 (よく見かける喫煙所がある非喫煙者)

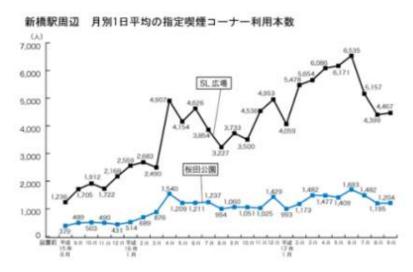


(株)マーケティング・センター調べ(2013年)

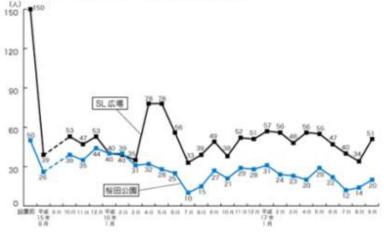
# 6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告

■ 東京都港区 港区HP (喫煙所設置効果)









# 6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告

■ 東京都渋谷区

則十時をメドに吸い殻を拾 上減少しているという。 比較では、おおむね六割以 五か所に喫煙所を設置した が、渋谷区資源リサイクル ハ日の五日間、それぞれ午 効果と見られ、昨年秋との 栗(JT)が共同で駅周辺十 課の調査で分かった。四月 殻が大幅に減少したこと に捨てられたたばこの吸い 日と、今年四月十二一 日に同区と日本たばご産 同課は昨年九、十月の各 JR渋谷駅周辺で、路上 昨年秋比 喫煙所設置効果か りたい」としている。 い集め、 捨て禁止や分煙の徹底を図 動を重ねて、 なっていた。 月十二日には三十九本で、 日に百十五本あったが、 前の広場では、昨年九月一 あったが、 昨年十月二日に三百十三本 七十六本(約66%) 八十六本で、二百二十七本 (約73%)減少。モヤイ像 同課は、 6割減 ハチ公像前の広場では、 本数を比較した。 四月十二日には 「さらに啓発活 吸い殻のポイ 少なく 渋谷駅周辺

2004年5月7日 読売新聞

# 6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告



エリアをマナースペースとした。
それに伴って、設置の前後に計4回、歩きたばこの実態調査を行い、効果を調べた。調査は茅ヶ崎駅周辺の8ヵ所で、午前7時30分から8時30分までの任意の30分間で実施。約1ヵ月間隔の定点調査で、雨の日を避けて行われた。

撤去。新たに大型灰皿を歩行者の動線からはずした3ヵ所に設け、その喫煙

この調査によると歩行者総数に占める、歩きながらの喫煙者数(調査場所8ヵ所の平均値)は、設置前の3・3%に対し、設置後は2・1~2・2%と減少した。

#### モラルに訴え効果

今までは駅周辺に灰皿が多かったため歩きながら喫煙しても「そのうち灰皿がある」という感覚をもたれやすかった。しかし、「数を減らし分煙場所として明確にしたことで減少につながったのでは」と市は分析。また、啓発キャンペーンなどで、喫煙者のモラルに訴えかけたことも要因の一つと考えられる。市では「設置するだけではなく、調査、検証し、改善につなげることが重要」と、今後も継続的に調査していくという。

現在、市が定める「きれいなちがさき条例」では、ボイ捨ての禁止はしているが、「大人のモラルの問題」という考えから、歩きたばこの禁止はしていない。 他の自治体では禁止しているところも少なくないが、市はこの方針を貫く考えだ。

今後は関係団体と協力し、喫煙マナーの向上を呼びかけるとともに、全市で効果が表れるような取り組みも検討が必要との方針だ。

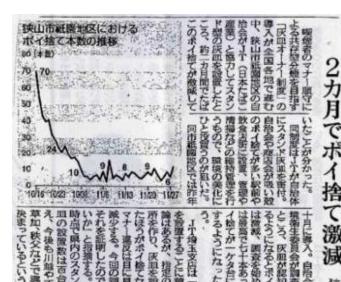
※本文中の日付については上記掲載日のままとなっておりますので、ご注意下さい。

□ 茅ヶ崎版一覧へ戻る

#### ■ 埼玉県狭山市

2006年3月10日 東京新聞

2006年3月22日 産経新聞



## 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組 分煙浸透度•理解度

## 「分煙」という言葉の認知は喫/非喫ともにほぼ100%。また、その理解度も8割を超え、

世の中の7割程度は「分煙は身の回りに浸透している」と考えている。

あなたは、「分煙」という言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。

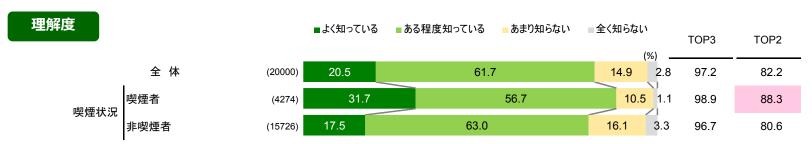
調査手法:インターネット

調査対象:全国20~60代男女

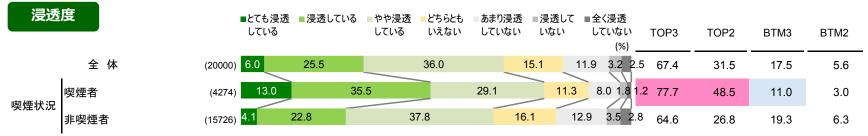
サンプル数:20,000



あなたは「分煙」とは何かについて(手法や内容について)、どの程度知っていますか。



あなたの身の回りに、「分煙」はどの程度浸透していると思いますか。



# 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組 オフィスでの取組状況

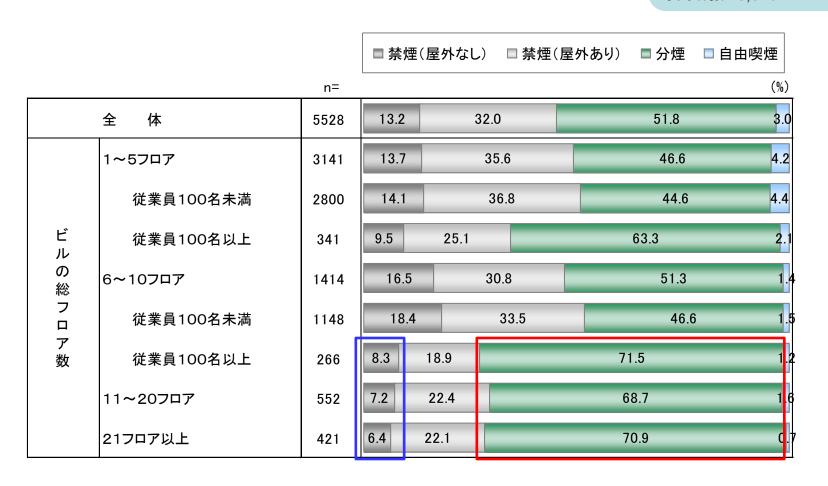
- ✓都市部に多い大規模オフィスでは7割以上が分煙
- ✓屋内外での分煙までを含めると、約9割が分煙

調査手法:インターネット

調査対象:全国20歳以上

従業員10名以上の オフィス勤務者

サンプル数:5,528



# 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組 宿泊施設での取組状況

✓ 都市部に多く占めるシティホテル/ビジネスホテルでは8割以上の施設で分煙としている

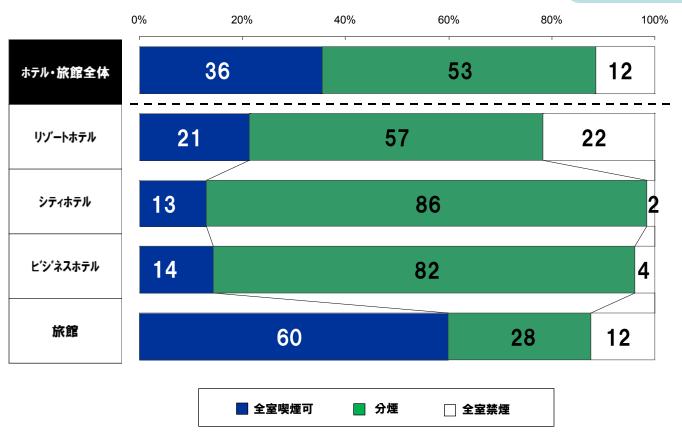
調査手法:インターネット

調査対象:東京商工リサーチDB

ホテル/旅館業6,629

サンプル数:513

Q. 最も売上が大きい施設の、「客室」の喫煙ルールはどのようになっていますか。



## 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組 飲食店での取組状況

調査手法:インターネット

調査対象:東京商工リサーチDB

14,080 サンプル数:726

喫煙ルール

約5割の事業者が分煙を実施



#### 業態別喫煙ルール

✓ 業態毎に顧客ニーズに沿った喫煙環境にて経営

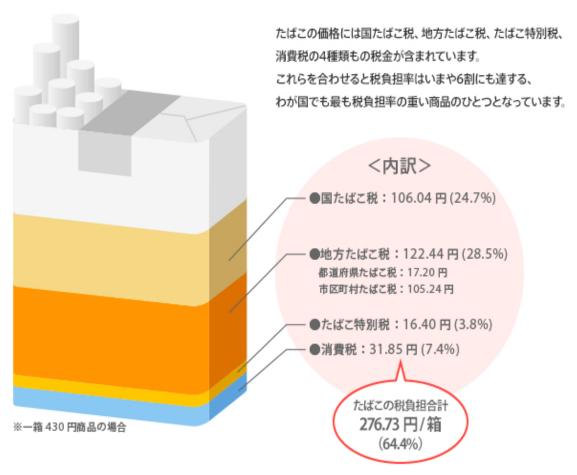
#### 「各喫煙ルール毎の業態別ランキングTOP3]

	全席喫煙可		分煙		全面禁煙	
1位	バー・スナック	100%	喫茶店・カフェ	80%	FF	54%
2位	居酒屋・ビヤホール	54%	FR	65%	中華料理	54%
3位	焼肉店	47%	うどん・そば・ラーメン	59%	うどん・そば・ラーメン	52%

# 8. たばこ税の内訳



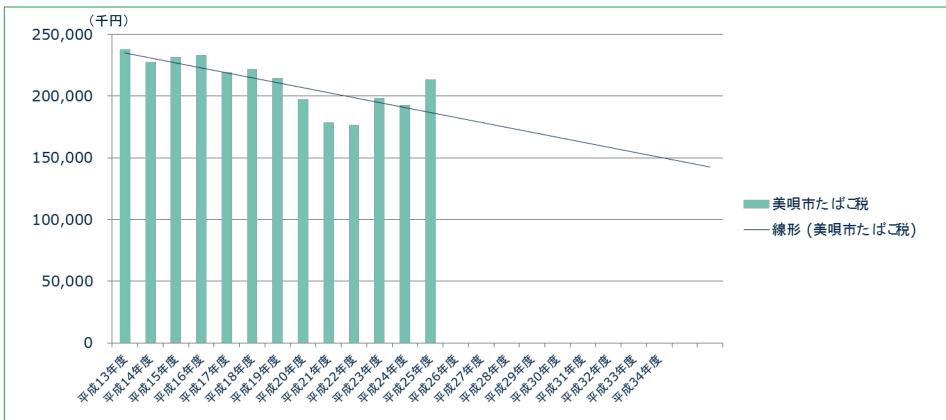
## たばこは税負担率が6割を超える商品のひとつです。



◆ たばこ一箱(430円商品)の販売で美唄市には105.24円の税収があります!

# 8. 美唄市のたばこ税





- ◆ 美唄市のたばこ税は2億円程度あり、平成26年度美唄市特別会計(歳出)の介護 サービス事業会計(2.13億円)や平成27年度予算概要の市立病院事業(人工透析) 1.9億円と同等の金額となっており、貴重な財源といえるのではないでしょうか。
- ▶ 傾向的には下降傾向となっており、平成34年度には1.5億円程度になるのではないかと推察されます。